

公立大学法人福知山公立大学学生の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学学則第47条の規定に基づき学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象等)

第2条 表彰は、次のいずれかの各号に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 学業成績が、特に優秀であると認められるもの
- (2) 課外活動において顕著な成績又は業績を収めたもの
- (3) 風水害、火災等の災害又は事故に際して被害の防止その他応急の処置に功績があったもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が表彰することを適当と認める事績又は行為があったもの

(表彰の種類)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者についてこれを行う。ただし、重複して受賞することはできない。

- (1) 学長賞
- (2) 優秀学生賞
- (3) 奨励賞

(表彰者の範囲)

第4条 学長賞は、当該年度卒業予定者を対象とし、下記の優秀学生賞の対象者のうち特に優秀である1個人又は1団体とする。

- 2 優秀学生賞は、当該年度卒業予定者を対象とし、第2条の要件を満たす個人又は団体とする。
- 3 奨励賞は、1年次、2年次及び3年次の各年次において、第2条の要件を満たす個人又は団体とする。

(表彰候補者の推薦)

第5条 教職員に対して表彰対象の個人及び団体の募集を行い、推薦書を添えて学生委員長に推薦する。

(表彰の手続)

第6条 表彰候補者案を学生委員会で作成し、教授会の議を経て、学長が決定する。

(表彰の時期)

第7条 学長賞及び優秀学生賞の表彰は、当該年度の卒業式・学位授与式で行う。

- 2 奨励賞の表彰は、翌年度に行う。
- 3 その他、必要に応じて随時行うことができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、学長が表彰状を授与する。また、副賞を授与することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月15日から施行する。

推 薦 書

平成 年 月 日

学生委員長 様

職 名 :

推薦者氏名 :

下記の学生又は学生団体は、公立大学法人福知山公立大学学生の表彰に関する規程の第2条に該当すると認められるので、推薦します。

記

1 推薦対象者

学 生 所 属	地域経営学部	学 科	第	年次
氏 名				

学生団体 団 体 名		人 数	名
代表者所属	地域経営学部	学 科	第 年次
代表者氏名			

2 推薦理由

以上